

検査報告等に関する財務上の是正改善効果（28年試算）について

平成29年6月
会 計 検 査 院

平成29年6月

検査報告等に関する財務上の是正改善効果（28年試算）の公表について

会計検査院では、本院の活動を国民に分かりやすく説明する見地から、これまでの検査報告等において本院が指摘するなどした会計経理に関し、検査対象機関により1年間になされた是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるものを、一定の前提及び把握方法に基づき、「検査報告等に関する財務上の是正改善効果」として試算しています。

今般、28年試算を取りまとめましたので、公表いたします。

28年試算の是正改善効果は551件、3039億円となっています。

(問い合わせ先)

会計検査院 事務総長官房 上席企画調査官

TEL 03-3581-3251 (代表)

03-3581-8113 (直通)

< 目 次 >

| | | |
|---|------------------------------------|----|
| 1 | 検査報告等に関する財務上の是正改善効果 | 1 |
| | (1) 考え方と把握対象 | 1 |
| | (2) 検査報告等との関係 | 2 |
| | (3) 把握方法 | 2 |
| 2 | 財務上の是正改善効果（28年試算）の試算結果 | 3 |
| 3 | 財務上の是正改善効果では把握されないもの | 6 |
| 4 | 財務上の是正改善効果と検査報告における指摘金額等の関係 | 6 |
| 5 | 財務上の是正改善効果（28年試算）のうち1件10億円以上のものの概要 | 8 |
| 6 | 財務上の是正改善効果（28年試算）のうち1件10億円未満のものの概要 | 19 |
| 7 | よくあるご質問 | 20 |

1 検査報告等に関する財務上の是正改善効果

(1) 考え方と把握対象

会計検査院は、常時会計検査を行い、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図ることとされています。本院が検査報告、国会及び内閣に対する報告（随時報告）、国会からの検査要請事項に関する報告等の中で不適切、不合理等であるとした会計経理については、検査対象機関によりその是正がなされたり、改善の処置が講じられて同様の事態の再発防止等が図られたりといった是正改善がなされます。

これらの是正改善の中には、その規模を金額で表示することが可能なものと困難なものがあり、是正改善の規模を金額で表示することが可能なものの中には、損害額の回復、過大支出の未然防止など、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらすものがあります。また、本院では、検査の結果が予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され実効あるものとなるように、その後の是正改善等を継続的にフォローアップしています。

そこで、本院では、「検査報告等に関する財務上の是正改善効果」として、これまでの検査報告等において本院が指摘するなどした会計経理に関し、検査対象機関により1年間になされた是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるものを、計数確認について検査対象機関の協力も得つつ、一定の前提及び把握方法に基づき試算しています。

具体的には、以下のような是正改善を財務上の是正改善効果の把握対象としています。

- ・ 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等の国庫への返還又は有効活用
- ・ 独立行政法人の不要財産の国庫納付
- ・ 利用されていない資産の売却
- ・ 契約方式、積算基準等を改善することによる経費の節減
- ・ 過大となっていた補助金等の返還

(2) 検査報告等との関係

財務上の是正改善効果は、これまでの検査報告等において指摘するなどした不当事項、意見表示・処置要求事項、処置済事項、特記事項等に関し、検査対象機関によりなされた是正改善のうち、財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善を捉えたもので、国会での議論、検査対象機関における是正改善の努力等と相まって本院の検査活動によってもたらされたと認められるものを対象としています。

財務上の是正改善効果の把握においては、本院が不適切、不合理な事態として指摘した事項に関する是正改善のほかに、以下のものも対象としています。

- ・ 国会及び内閣に対する報告、国会からの検査要請事項に関する報告並びに特定検査対象に関する検査状況における本院の所見も踏まえるなどして、検査対象機関において所要の措置が執られ事態の改善が図られているもの
- ・ 本院の検査報告掲記事項等に係る検査対象機関が、当該事項等に係る本院の指摘に基づき、当該指摘の対象となった部局等以外について同様の事態の有無を自ら調査し、是正したもの（自主調査分）

(3) 把握方法

財務上の是正改善効果は、例えば28年試算の場合、以下の①から③までのとおり、主に平成28検査年次（27年10月から28年9月まで）中の検査において確認した事実等に基づき、一定の前提及び把握方法により試算したものです。

① 28検査年次中に直ちに是正されるもの

検査対象機関において直ちに損害回復等の是正措置が執られる不当事項等については、直近の平成27年度決算検査報告（28年11月7日内閣に送付）に掲記された不当事項等に係る是正状況を確認し、財務上の是正改善効果に計上しています。

② 制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど

検査報告掲記事項等のうち、法制度の変更を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものについては、既往5か年度（22年度から26年度まで）の検査報告掲記事項等のうち、27年度中の是正改善（28年度当初予算に反映され、かつ、その全額が収納又は支出されたものも含む。）の状況を28検査年次中のフォローアップ検査等において確認し、財務上の是正改善効果に計上しています。

③ 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

処置済事項等の多くについては、改善の処置が執られる結果、以降は同様の事態の再発防止が図られます。本院の指摘がなければその後も同様の事態が同程度生じたであろうとの前提で、5か年度（23年度から27年度まで）の検査報告掲記事項等のうち、再発防止策が機能し効果が継続していることを確認したものについては、最長5年間にわたり毎年同程度の効果が生じているものとして、財務上の是正改善効果に計上しています。

2 財務上の是正改善効果（28年試算）の試算結果

財務上の是正改善効果（28年試算）は、合計で551件、3039億円となり、これを把握方法別にみると表1のとおりです。

（表1）財務上の是正改善効果の把握方法別内訳

| 把握方法 | 件数(件) | 金額(億円) |
|---|-------|--------|
| ① 28検査年次中に直ちに是正されるもの | 93 | 116 |
| ② 制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど | 297 | 2801 |
| ③ 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの | 172 | 121 |
| 合計 | 551 | 3039 |

注(1) 一つの掲記事項について2種類の把握方法に係る効果を計上しているものがあるため、把握方法ごとの件数を集計しても合計欄の件数とは一致しません。

注(2) 端数処理の関係で、把握方法ごとの金額を集計しても合計欄の金額とは一致しません。

28年試算における是正改善効果は、平成22年度決算検査報告から平成27年度決算検査報告までに掲記された掲記事項等を算定対象としており、24年試算以降の掲記区分別の内訳及び検査報告の掲記年度別の内訳を示すと、表2及び表3のとおりです。また、財務上の是正改善効果の発現時期を示すと表4のとおりです。

(表2) 財務上の是正改善効果の掲記区分別内訳

(単位：億円)

| 掲記区分 | 試算の年及び合計額 | | | | |
|-------------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| | 24年試算 | 25年試算 | 26年試算 | 27年試算 | 28年試算 |
| | 1兆8068 | 3467 | 4102 | 2848 | 3039 |
| 不当事項 | 54 | 77 | 87 | 73 | 141 |
| 意見表示・処置要求事項 | 1兆7551 | 2559 | 1877 | 1222 | 291 |
| 処置済事項 | 145 | 616 | 1724 | 399 | 124 |
| 特記事項 | - | - | - | - | - |
| 随時報告 | 0 | 4 | 413 | 1154 | 2482 |
| 国会要請事項の報告 | 316 | 208 | 0 | 0 | 0 |
| 特定検査状況 | 0 | 0 | - | - | - |

(注) 端数処理の関係で、掲記区分ごとの金額を集計しても合計額とは一致しません。

(表3) 財務上の是正改善効果の掲記年度別内訳

(単位：億円)

| 掲記年度 | 試算の年及び合計額 | | | | |
|--------|-----------|-------|-------|-------|-------|
| | 24年試算 | 25年試算 | 26年試算 | 27年試算 | 28年試算 |
| | 1兆8068 | 3467 | 4102 | 2848 | 3039 |
| 平成18年度 | 25 | - | - | - | - |
| 19年度 | 244 | 558 | - | - | - |
| 20年度 | 970 | 727 | 423 | - | - |
| 21年度 | 1兆5484 | 1062 | 988 | 411 | - |
| 22年度 | 727 | 452 | 236 | 456 | 649 |
| 23年度 | 615 | 111 | 297 | 92 | 75 |
| 24年度 | - | 553 | 560 | 1544 | 2030 |
| 25年度 | - | - | 1597 | 131 | 104 |
| 26年度 | - | - | - | 212 | 54 |
| 27年度 | - | - | - | - | 125 |

(注) 端数処理の関係で、掲記年度ごとの金額を集計しても合計額とは一致しません。

(表4) 財務上の是正改善効果の発現時期 (28年試算)

 . . . 財務上の是正改善効果 (28年試算) として把握している範囲

① 28検査年次中に直ちに是正されるもの

〔直ちに損害回復等の是正措置が執られる不当事項等について、直近の平成27年度決算検査報告に掲記された不当事項等に係る是正状況を確認したもの〕

| 検査報告 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 23年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 24年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 25年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 26年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 27年度 | | | | | | | | | | | | | | |

| 検査年次 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | | | | | | | | |

| 財務上の是正改善効果 | | | | |
|------------|--------|---------|--------|--------|
| 24年試算 | 25年試算 | 26年試算 | 27年試算 | 28年試算 |
| 608 億円 | — | — | — | — |
| — | 548 億円 | — | — | — |
| — | — | 1589 億円 | — | — |
| — | — | — | 200 億円 | — |
| — | — | — | — | 116 億円 |
| 608 億円 | 548 億円 | 1589 億円 | 200 億円 | 116 億円 |

② 制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど

〔既往5か年度 (22年度から26年度まで) の検査報告掲記事項等のうち、27年度中の是正改善の状況を確認したもの〕

| 検査報告 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 18年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 19年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 20年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 21年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 22年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 23年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 24年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 25年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 26年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 27年度 | | | | | | | | | | | | | | |

| 検査年次 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | | | | | | | | |

| 財務上の是正改善効果 | | | | |
|------------|---------|---------|---------|---------|
| 24年試算 | 25年試算 | 26年試算 | 27年試算 | 28年試算 |
| 25 億円 | — | — | — | — |
| 206 億円 | 558 億円 | — | — | — |
| 856 億円 | 614 億円 | 423 億円 | — | — |
| 1兆5392 億円 | 967 億円 | 829 億円 | 411 億円 | — |
| 678 億円 | 410 億円 | 170 億円 | 399 億円 | 649 億円 |
| — | 97 億円 | 282 億円 | 77 億円 | 60 億円 |
| — | — | 519 億円 | 1518 億円 | 2003 億円 |
| — | — | — | 91 億円 | 63 億円 |
| — | — | — | — | 24 億円 |
| — | — | — | — | — |
| 1兆7160 億円 | 2649 億円 | 2225 億円 | 2498 億円 | 2801 億円 |

③ 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

〔5か年度 (23年度から27年度まで) の検査報告掲記事項等のうち、再発防止策が機能し、その効果が継続していることを確認したもの (最長5年間にわたり毎年の試算ごとに1年間分の財務上の是正改善効果を計上したもの)〕

| 検査報告 | 22 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| 19年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 20年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 21年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 22年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 23年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 24年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 25年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 26年度 | | | | | | | | | | | | | | |
| 27年度 | | | | | | | | | | | | | | |

| 検査年次 | 23 | 24 | 25 | 26 | 27 | 28 | 29 | 30 | 31 | 32 | 33 | 34 | 35 |
|------|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|----|
| | | | | | | | | | | | | | |

| 財務上の是正改善効果 | | | | |
|------------|--------|--------|--------|--------|
| 24年試算 | 25年試算 | 26年試算 | 27年試算 | 28年試算 |
| 38 億円 | — | — | — | — |
| 114 億円 | 112 億円 | — | — | — |
| 91 億円 | 95 億円 | 158 億円 | — | — |
| 48 億円 | 42 億円 | 65 億円 | 56 億円 | — |
| 6 億円 | 13 億円 | 14 億円 | 15 億円 | 15 億円 |
| — | 5 億円 | 40 億円 | 26 億円 | 26 億円 |
| — | — | 7 億円 | 39 億円 | 40 億円 |
| — | — | — | 11 億円 | 30 億円 |
| — | — | — | — | 8 億円 |
| 298 億円 | 269 億円 | 287 億円 | 150 億円 | 121 億円 |

①、②、③の計

| | | | | |
|-----------|---------|---------|---------|---------|
| 1兆8068 億円 | 3467 億円 | 4102 億円 | 2848 億円 | 3039 億円 |
|-----------|---------|---------|---------|---------|

(注) 端数処理の関係で、内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致しません。

3 財務上の是正改善効果では把握されないもの

会計検査活動により得られる効果には様々なものがありますが、財務上の是正改善効果は、これらの効果の一部について試算するものです。

会計検査活動による**直接的な効果**のうち**財務上の是正改善効果以外のもの**としては以下のようなものがあります。

- ・ 検査報告掲記事項等に関する検査対象機関の是正改善ではあるものの、利用が低調な施設や制度の利用率の向上等事業効果の発現の改善、不適切な設計や施工による工事目的の不達成状態に対する手直し工事の実施による是正、会計法令違反や特別会計財務書類に係る表示の誤りの是正等の効果（＝直接財務面での便益にはつながらない効果）
- ・ 検査の結果、検査対象機関において、会計事務の是正改善が行われたことによる事務の適正化、効率化や透明性の向上、内部統制が十分機能するための体制の整備等の効果（＝金額で表示することが困難である効果）
- ・ 検査の結果が、支出要件の適正化等の形で翌年度以降の予算へ反映されていると推定できるものの、その執行が確認できない効果

また、財務上の是正改善効果の対象とはしていない会計検査活動による**間接的な効果**としては、以下のようなものがあります。

- ・ 各府省等が、他の検査対象機関に係る検査報告掲記事項等を参考として、同様の事態の有無を自ら調査して是正する効果や、経理執行等に留意するため同様の事態の発生が未然に防止される効果（＝波及効果）
- ・ 毎年あるいは数年に一度行われる会計実地検査等そのものが検査対象機関にとって相当な牽制となり違法不当な会計経理が未然に防止される効果（＝牽制効果）

4 財務上の是正改善効果と検査報告における指摘金額等の関係

検査報告等の内容は広範囲にわたっていますが、会計検査院の所見は、主に①法令、予算に違反し又は不当と認めた事項（不当事項）、②意見を表示し又は処置を要求した事項（意見表示・処置要求事項）、③会計検査院の指摘に基づき当局において改善の処置を講じた事項（処置済事項）、④特に掲記を要すると認めた事項（特記事項）、⑤国会及び内閣に対する報告（随時報告）、⑥国会からの検査要請事項に関する報告（国会要請事項の報告）、⑦特定検査対象に関する検査状況（特定検査状況）の7掲記区分で記述されています。

このうち、①から④までの掲記区分には、不適切、不合理な事態の内容等に応じて、
「^(注)指摘金額」や「^(注)背景金額」が記述されています。これらの金額は不適切、不合理な会計経理の規模あるいはこれらに関連する支出等の規模を表しているものといえます。

一方、**財務上の是正改善効果**は、前記のとおり、「これまでの検査報告等において本院が指摘するなどした会計経理に関し、検査対象機関により1年間になされた是正改善のうち、国等の検査対象機関に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善についてその規模、程度を金額で表示できるもの」であり、不適切、不合理な会計経理の規模等を表す指摘金額や背景金額とは異なる概念です。

そして、事項によっては、改善方策の検討や法律の改正が必要となるため、是正改善効果を生じるまでに数年間の時間を要したり、再発防止策が機能し効果が継続するなどのため、是正改善効果が複数年にわたって生じたりすることから、財務上の是正改善効果の額と直近の検査報告の指摘金額とは直接連動するものではありません。

(注) 指摘金額・背景金額 **指摘金額**は、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等であり、**背景金額**は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものです。

5 財務上の是正改善効果（28年試算）のうち1件10億円以上のものの概要

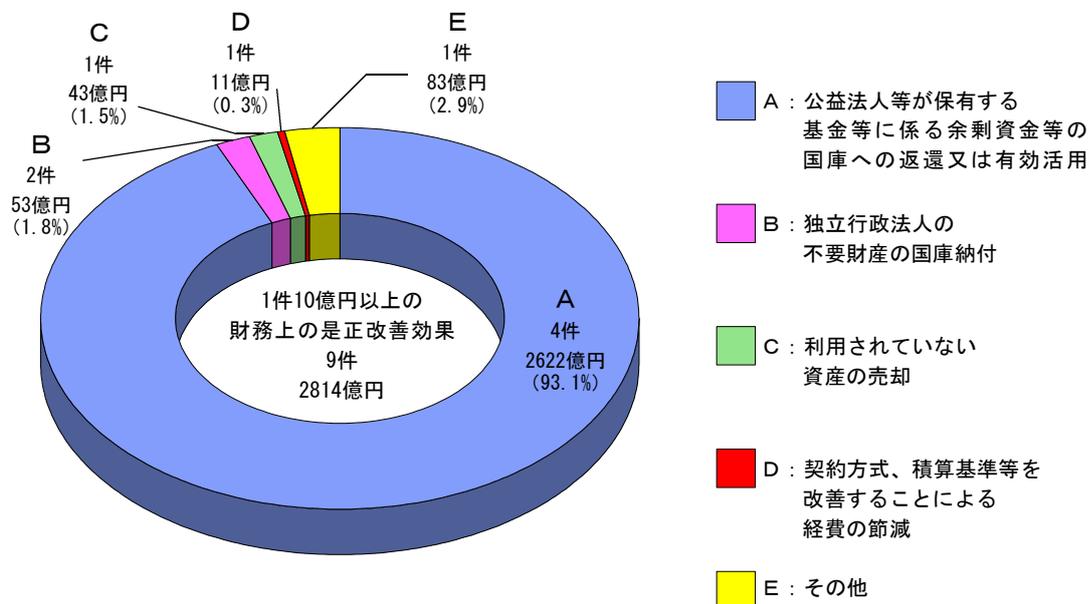
各事項名に付した「発現態様」及び「把握方法」の記号は、以下のA～E、①～③の記号と対応しています。

- 財務上の是正改善効果の発現態様について
 - A 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等の国庫への返還又は有効活用
 - B 独立行政法人の不要財産の国庫納付
 - C 利用されていない資産の売却
 - D 契約方式、積算基準等を改善することによる経費の節減
 - E その他
- 財務上の是正改善効果の把握方法（詳細はp.5参照）について
 - ① 28検査年次中に直ちに是正されるもの
 - ② 制度の改正を必要とするなど実際に是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど
 - ③ 改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの

| | | 発現 態様 | 把握 方法 | ページ |
|---|---------------------|----------|----------|-----|
| (1) 国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について（平成24年度決算検査報告p. 921・随時報告） | 1966億円（27年試算：969億円） | A | ② | 10 |
| (2) 国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について（平成22年度決算検査報告p. 883・随時報告） | 515億円（27年試算：184億円） | A | ② | 11 |
| (3) エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの（平成22年度決算検査報告p. 452・意見表示事項）（経済産業省・指摘金額 657億円） | 118億円（27年試算：122億円） | A | ② | 12 |
| (4) 東日本大震災復興特別会計に返納させるべき預り災害復興住宅融資等緊急対策費補助金について使用する見込みのない額を一般会計に誤って返納させていて、会計法令に違反していたもの（平成27年度決算検査報告p. 427・不当事項）（国土交通省・指摘金額 83億8631万円） | 83億円（27年試算：-） | E | ① | 13 |
| (5) ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの（平成23年度決算検査報告p. 890・意見表示事項）（独立行政法人都市再生機構・指摘金額 936億3820万円、背景金額 1兆6019億円） | 43億円（27年試算：73億円） | C | ② | 14 |

- (6) 東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの（平成25年度決算検査報告p. 470・処置済事項）（農林水産省・指摘金額 731億7466万円） **40億円（27年試算：18億円）** B ② 15
- (7) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの（平成24年度決算検査報告p. 475・処置済事項）（経済産業省・指摘金額 449億1384万円） **22億円（27年試算：69億円）** A ② 16
- (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用型の基金として設置しているスポーツ振興基金の有効活用を図るよう意見を表示したもの（平成23年度決算検査報告p. 208・意見表示事項）（文部科学省・指摘金額 250億円） **12億円（27年試算：-）** B ② 17
- (9) 追加的信用供与補助事業における補助金の算定方法について、農業信用基金協会が保証する債務の代位弁済の発生状況等を十分に踏まえて見直すとともに、各協会の最大負担額を上回って保有している助成金に係る補助金を適時適切に国庫に返還させるよう改善の処置を要求したもの（平成25年度決算検査報告p. 441・処置要求事項）（農林水産省・指摘金額 4億0579万円） **11億円（27年試算：0.1億円）** D ② 10
③ 1 18

(参考図) 1件10億円以上の財務上の是正改善効果(28年試算)の発現態様別構成比



注(1) 端数処理の関係で、発現態様別内訳の金額を集計しても合計の金額とは一致せず、各割合を合計しても100%にはなりません。

注(2) 1件10億円以上の財務上の是正改善効果2814億円は、28年試算の財務上の是正改善効果3039億円の92.6%を占めています。

(1) 国庫補助金等により基金法人に設置造成された基金の状況について（平成24年度決算検査報告p. 921・随時報告）

検査報告の要旨（本院の所見等）

国は、法人等に国庫補助金等を交付して基金を設置造成させ、単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせている。

所管府省及び基金法人は、基金規模の見直しをするなどして、不要となった国庫補助金等により設置造成された基金の全額又は一部を国庫へ返納させたり、基金事業の内容等の変更を行ったりなどしているが、基金の見直しを適時適切に実施していれば返納時期を繰り上げて早期に国庫へ返納することができた事態や使用見込みのない額が基金法人に滞留しているなどの国庫への返納等を検討すべき事態等が見受けられた。

したがって、所管府省及び基金法人は、基金の設置造成に当たっては、基金廃止時に多額の国庫返納が生ずることのないように、設置造成時に基金事業に必要な額を精査するとともに、基金の執行途中であっても、適時適切に見直しを行い、基金規模を適切にするなどして、基金が適切かつ有効に執行されるよう努める必要がある。

当局の是正改善

所管府省及び基金法人は、62基金法人に設置造成されている143基金について、基金の見直しを行った。

これにより、所管府省は、平成27年度中に、24基金法人に設置造成されている44基金から計1966億円（27年試算：969億円）を国庫に返納させた。

(2) 国庫補助金等により都道府県等に設置造成された基金について（平成22年度決算検査報告p. 883・随時報告）

検査報告の要旨（本院の所見等）

国は、都道府県、市区町村、都道府県所管公益法人その他団体が、基金を設けて単年度では完結しない特定の目的を持つ事業を実施する場合、その基金の設置等に必要な資金の全部又は一部について、当該都道府県等に国庫補助金等を直接又は間接に交付して基金を設置造成させている。

しかし、都道府県等に設置造成された基金について個別に検査したところ、基金事業終了後に国庫補助金等の大半が国庫に返納されることとなっていたり、基金の執行率が低くなっていたりなどしているものが見受けられた。

したがって、各府省は、基金事業の期間中に使用見込みのない余剰額が生ずると認められる場合に、当該余剰額のうち国庫補助金等相当額を速やかに国庫に返納させたり、多額の余剰額が滞留していると認められる場合に、余剰額の解消に向けた具体的な方法等を示したりするなどして、適切な基金規模となるよう努める必要がある。

当局の是正改善

各府省は、都道府県等に設置造成されている基金について、基金規模等の見直しを行った。

これにより、各府省は、平成27年度中に、47都道府県等に設置造成されている95基金について計515億円（27年試算：184億円）を国庫に返納させた。

(3) エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金について、当面の間は資金残高の規模を縮減させるとともに、今後需要額の算定が必要となる場合には積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう意見を表示したもの（平成22年度決算検査報告p. 452・意見表示事項）（経済産業省・指摘金額 657億円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

エネルギー対策特別会計の周辺地域整備資金（以下「整備資金」という。）は、原子力発電施設等の設置を円滑に進めるための電源立地地域対策交付金の一部に対応できるようあらかじめ資金として積み立てることにされたものである。しかし、原子力発電所の事故等により、原子力発電施設の着工までには今後も長期間を要し、整備資金に係る需要が増大する時期についても更に遅れることが見込まれるにもかかわらず、当面需要が見込まれない多額の資金が滞留しているなどの事態が見受けられた。

したがって、経済産業省において、整備資金の積立ての対象とされている14基の原子力発電施設のうち、当面の間は、着工済み3基のみを対象にするなどして、資金残高の規模を縮減させるとともに、エネルギー基本計画の見直しなどを踏まえて、今後整備資金に係る需要額の算定が必要になる場合には、原子炉設置許可申請を着工の確実性の指標にするなどして需要額の算定対象とする原子力発電施設を選定することにより積立目標額の規模を見直すなどして、当面需要が見込まれない資金を滞留させないような方策を検討するよう、経済産業大臣に対して平成23年10月に、会計検査院法第36条の規定により意見を表示した。

当局の是正改善

資源エネルギー庁は、本院指摘の趣旨に沿い、整備資金について、27年度中に118億円（27年試算：122億円）を取り崩して資金残高の規模を縮減した。

- (4) 東日本大震災復興特別会計に返納させるべき預り災害復興住宅融資等緊急対策費補助金について使用する見込みのない額を一般会計に誤って返納させていて、会計法令に違反していたもの（平成27年度決算検査報告p. 427・不当事項）（国土交通省・指摘金額 83億8631万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

国土交通省は、独立行政法人住宅金融支援機構が実施する既往貸付者に係る返済方法の変更事業（以下「変更事業」という。）の円滑な遂行を図ることを目的として、機構に対して、平成23年度一般会計補正予算（第1号）に計上された災害復興住宅融資等緊急対策費補助金（以下「融資補助金」という。）34億円、また、平成23年度一般会計補正予算（第3号）（以下「23年度3次補正予算」という。）に計上された融資補助金149億円、計183億円を交付している。そして、機構は、融資補助金により、預り災害復興住宅融資等緊急対策費補助金（以下「預り補助金」という。）を設置し、これを財源として変更事業を実施している。国土交通省は、預り補助金について平成27年度以降に使用する見込みのない額のうち23年度3次補正予算に係る分を83億円と算出し、28年2月に機構に対して同額を一般会計に返納させる納入告知書を送付しており、機構は、同年3月に同額を一般会計に返納していた。一方、特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第15号）附則第3条の規定（以下「特会法改正法の規定」という。）によれば、23年度3次補正予算に計上された費用のうち復興費用に関する権利義務は、翌年度以降に繰り越して使用することとされたものを除き東日本大震災復興特別会計（以下「復興特会」という。）に帰属することとされている。これにより、23年度3次補正予算に復興費用として計上されて23年度内に交付された融資補助金等について、使用する見込みのないなどの額を国庫に返納させる場合に、国は復興特会に返納させることとなる。

したがって、復興特会に返納させるべき預り補助金について使用する見込みのない額を一般会計に誤って返納させていた事態は、特会法改正法の規定に違反しており、ひいては復興債の償還の適切な管理に支障を来すおそれなどがあり、23年度3次補正予算に係る返納額83億円が不当と認められる。

当局の是正改善

本院が平成27年度決算検査報告で指摘した不当と認める返納額83億円（27年試算：-）については、復興特会において復興費用等の財源として使用できるよう措置が講じられた。

- (5) ニュータウン整備事業について、長期未処分地の需要を喚起するための方策を検討したり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったりするなどして、事業完了に向けた取組が計画的かつ的確に行われるよう意見を表示したもの（平成23年度決算検査報告p. 890・意見表示事項）（独立行政法人都市再生機構・指摘金額 936億3820万円、背景金額 1兆6019億円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

独立行政法人都市再生機構は、ニュータウン整備事業を実施しており、平成25年度までに工事を完了し、30年度までに土地の供給・処分完了に向けた取組を推進することとされている。しかし、造成工事に着手できない地区があり25年度までに工事を完了できないおそれがあったり、長期未処分地があり事業効果が発現していなかったり、仕掛不動産勘定等に係る土地の時価が地区によっては簿価を下回っている可能性があったり、宅地造成等経過勘定の繰越欠損金の解消方策を明確にしていなかったりする事態が見受けられた。

したがって、機構において、工事完了までの工程を明確に定めて区域の縮小等について関係機関等との協議等を十分に行ったり、長期未処分地の需要を喚起するための方策等を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得るよう努めたり、土地の時価を算定する際の精度の向上に向けた取組を行ったり、繰越欠損金の解消方策を検討したりする必要がある。

当局の是正改善

機構は、本院指摘の趣旨に沿い、長期未処分地について、24年11月に通知を発し、需要を喚起するための各種方策を実施したり、より需要が見込まれる土地利用種別への変更等を検討した上でこれまで以上に地方公共団体等の協力を得られるよう当該地方公共団体等と協議したり、個別の要因を把握できる土地については、その要因により時価を補正して土地の時価を算定する際の精度の向上を図ったり、様々なリスクを勘案して繰越欠損金の解消方策を検討するなどの処置を講じた。

これにより、機構は、27年度中において、長期未処分地であった15地区25画地を処分し、計43億円(27年試算:73億円)の譲渡収入等を得た。

(6) 東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金の未使用額及び返還額を交付先から速やかに国庫に納付させるよう改善させたもの（平成25年度決算検査報告p.470・処置済事項）（農林水産省・指摘金額 731億7466万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

農林水産省は、東日本大震災復旧・復興予備費を財源とする農畜産業振興対策交付金について、同交付金の交付先である独立行政法人農畜産業振興機構において用途に制限があり有効に活用できない多額の未使用額及び返還額が生じていることを把握していたのに、機構に対して、当該未使用額及び返還額を速やかに国庫に納付させていなかった。
したがって、上記の事態は適切ではなく、改善の必要があると認められた。

当局の是正改善

農林水産省は、機構に対して、平成26年4月に通知を発するなどして、今後生ずることとなる未使用額及び返還額についても四半期ごとに国庫に納付させることとする処置を講じた。

これにより、農林水産省は、27年度中に計40億円（27年試算：18億円）を国庫に納付させた。

(7) 国が基金法人に国庫補助金等を交付して設置造成させた基金について、使用見込みのない額を速やかに国庫へ返納するよう、また、基金基準等に基づく指導監督を適切に行うよう改善させたもの（平成24年度決算検査報告p.475・処置済事項）（経済産業省・指摘金額 449億1384万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

国は、法人等に基金を設置造成して単年度では完結しない特定の目的を持つ公益性の高い事業を継続して行わせ、その設置造成に必要な経費の全部又は一部について国庫補助金等を交付している。

基金基準によれば、基金法人及び所管府省は、少なくとも5年に1回は定期的に見直しを行うこと、定期的な見直しの際には、使用見込みが低いと判断される基金について、基金の財源となっている国庫補助金等の国庫への返納等、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。また、新規申請の受付を終了した後も既採択分の支払等の後年度負担が発生する事業については、新規申請の受付を終了した時点で、直ちに国庫への返納等の検討に着手することとされており、受付を終了した年度以降、毎年度、支払財源等として必要のない額を国庫へ返納するなど、基金法人及び所管府省は、その基金の取扱いを検討し、公表することとされている。

しかし、経済産業省が国庫補助金等を交付して3基金法人に設置造成させた6基金について、新規申請の受付が終了した基金についての取扱いの検討を行っていなかったことにより、使用見込みのない額が滞留していて、改善の必要があると認められた。

当局の是正改善

経済産業省は、本院の指摘に基づき、1基金法人に対して、使用見込みのない額計22億円（27年試算：69億円）を平成27年度中に国庫へ返納させた。

- (8) 独立行政法人日本スポーツ振興センターが運用型の基金として設置しているスポーツ振興基金の有効活用を図るよう意見を表示したもの（平成23年度決算検査報告p.208・意見表示事項）（文部科学省・指摘金額 250億円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

文部科学省は、平成2年度に独立行政法人日本スポーツ振興センターに250億円を出資し、センターは、これに民間からの出せん金を加えて運用型の基金としてスポーツ振興基金（以下「振興基金」という。）を設置して、その運用益等を財源としたスポーツ振興基金助成（以下「基金助成」という。）、スポーツ振興投票の収益を財源としたスポーツ振興くじ助成等の助成業務を行っている。しかし、振興基金の運用益は当初に比べて大きく減少し、これに伴い基金助成の助成額も減少しているのに対して、スポーツ振興くじ助成の助成額が増加するなどして、スポーツの振興を図るための助成業務を運用型の基金助成により実施する必然性が乏しい状況となっているのに、振興基金に多額の資金が保有されている事態が見受けられた。

したがって、文部科学省において、振興基金の現状を踏まえて、そのスポーツの振興に果たす役割をより効果的なものとするために、振興基金を有効に活用するための方策を検討するとともに、有効活用が図られない振興基金については、センターから国に返還させるなどして、財政資金の有効活用を図る要がある。

当局の是正改善

文部科学省は、振興基金のうち政府出資金250億円について、スポーツの振興を図る事業をより効果的に実施していくために、27年度から32年度までの間に段階的に国庫に返納させることとして、27年9月に、センターにその手続に着手させるための通知を発するなど、財政資金の有効活用を図るための処置を講じた。

これにより、文部科学省は、27年度の措置として、28年3月に12億円（27年試算：-）を国庫に返納させた。

- (9) 追加的信用供与補助事業における補助金の算定方法について、農業信用基金協会が保証する債務の代位弁済の発生状況等を十分に踏まえて見直すとともに、各協会の最大負担額を上回って保有している助成金に係る補助金を適時適切に国庫に返還させるよう改善の処置を要求したもの（平成25年度決算検査報告p. 441・処置要求事項）（農林水産省・指摘金額 4億0579万円）

検査報告の要旨（本院の所見等）

農林水産省は、地域農業の担い手の育成や確保を図るなどのために、市町村が策定した経営体育成支援計画等に基づいた融資が円滑に行われるように、追加的信用供与補助事業として、市町村等を経由して、当該融資に係る保証を引き受けた農業信用基金協会に対して、農業者等に代わって実施する融資機関への債務の弁済（以下「代位弁済」という。）及び当該農業者等に対する求償権の償却に伴う費用の補填に充てるための経費の助成を行っている。しかし、当該融資における債務不履行がほとんど発生していないにもかかわらず、協会における代位弁済の発生状況等を補助金交付額の算定に反映させる検討を行っていなかったり、20協会において、各協会が保証している債務の全てが不履行となり全額を代位弁済とした場合において各協会が負担することとなる額（以下「協会の最大負担額」という。）を上回る助成金計4億円を保有していて、助成金に係る補助金が効果的に活用されていなかったりしている事態が見受けられた。

したがって、農林水産省において、事業における補助金の算定方法について、代位弁済の発生状況等を十分に踏まえて見直したり、協会の最大負担額を上回る額の助成金を保有している協会に対して、当該上回る額に係る補助金を適時適切に国庫に返還させたりする処置を講ずる要がある。

当局の是正改善

農林水産省は、平成27年2月及び4月に実施要綱を改正して、補助金の算定方法について、代位弁済の発生状況等を踏まえて見直しを行ったり、活用される見込みのない助成金に係る補助金の返還に関する規定を新たに設けて、補助金を適時適切に国庫に返還させたりする処置を講じた。

これにより、農林水産省は、26年度末において協会の最大負担額を上回る額の助成金を保有していた23協会に対して、当該上回る額に係る補助金計10億円（自主調査分2億円を含む。27年試算：-）を27年度中に国庫に返還させた。また、補助金の算定方法の見直しが行われた結果、1億円（27年試算：0.1億円）の是正改善効果が生じたと推計される。

6 財務上の是正改善効果（28年試算）のうち1件10億円未満のもの概要

(1) 財務上の是正改善効果の件数、金額の合計

| | 10億円未満 | | (参考)10億円以上 | |
|----|--------|--------|------------|--------|
| | 件数(件) | 金額(億円) | 件数(件) | 金額(億円) |
| 合計 | 542 | 224 | 9 | 2814 |

(注) 端数処理の関係で、下記の内訳別の表の金額を集計しても合計の金額とは一致しません。

(2) 把握方法別内訳

| | 10億円未満 | | (参考)10億円以上 | |
|--|--------|--------|------------|--------|
| | 件数(件) | 金額(億円) | 件数(件) | 金額(億円) |
| ①28検査年次中に直ちに是正されるもの | 92 | 32 | 1 | 83 |
| ②制度の改正を必要とするなど実際の是正改善が図られるまでに一定の時間を要するものなど | 289 | 71 | 8 | 2729 |
| ③改善の処置が執られ同様の事態の再発防止が図られたもの | 171 | 120 | 1 | 1 |

(注) 一つの掲記事項について2種類の把握方法に係る効果を計上しているものがあるため、把握方法ごとの件数を集計しても(1)の件数とは一致しません。

(3) 掲記区分別内訳

| | 10億円未満 | | (参考)10億円以上 | |
|-------------|--------|--------|------------|--------|
| | 件数(件) | 金額(億円) | 件数(件) | 金額(億円) |
| 不 当 事 項 | 346 | 57 | 1 | 83 |
| 意見表示・処置要求事項 | 73 | 105 | 4 | 185 |
| 処 置 済 事 項 | 122 | 61 | 2 | 63 |
| 特 記 事 項 | — | — | — | — |
| 随 時 報 告 | — | — | 2 | 2482 |
| 国会要請事項の報告 | 1 | 0 | — | — |
| 特 定 検 査 状 況 | — | — | — | — |

(4) 掲記年度別内訳

| | 10億円未満 | | (参考)10億円以上 | |
|--------------|--------|--------|------------|--------|
| | 件数(件) | 金額(億円) | 件数(件) | 金額(億円) |
| 平成22年度決算検査報告 | 6 | 16 | 2 | 633 |
| 平成23年度決算検査報告 | 50 | 19 | 2 | 56 |
| 平成24年度決算検査報告 | 44 | 41 | 2 | 1988 |
| 平成25年度決算検査報告 | 108 | 52 | 2 | 51 |
| 平成26年度決算検査報告 | 229 | 54 | — | — |
| 平成27年度決算検査報告 | 105 | 41 | 1 | 83 |

7 よくあるご質問

(財務上の是正改善効果と指摘金額等の関係)

【Q1】財務上の是正改善効果と直近の検査報告の指摘金額、背景金額はどのような関係にあるのですか。

【A1】

財務上の是正改善効果と直近の検査報告の指摘金額・背景金額とは異なる概念であり、直接連動するものでもありません。

検査報告の指摘金額・背景金額^(注)は、不適切、不合理な会計経理の規模あるいはこれらに関連する支出等の規模を表しているものといえます。

一方、財務上の是正改善効果は、検査報告掲記事項等のうち、国等の検査対象機関に一定の期間中に財政、財務面でプラスの便益をもたらした是正改善について、計数確認について検査対象機関の協力も得つつ、その規模、程度を金額で表示しているもので、会計検査活動がもたらした効果の一つを表すものといえます。

また、財務上の是正改善効果と直近の検査報告の指摘金額・背景金額とが直接連動しないのは、検査報告掲記事項によっては、改善方策の検討や法律の改正が必要となり、是正改善効果を生じるまでに数年間の時間を要したり、再発防止策が機能し効果が継続するなどして、是正改善効果が複数年にわたって生じたりすることによるものです。

(注) 指摘金額・背景金額 **指摘金額**は、租税や社会保険料等の徴収不足額、工事や物品調達等に係る過大な支出額、補助金等の過大交付額、管理が適切に行われていない債権等の額、有効に活用されていない資産等の額、計算書や財務諸表等に適切に表示されていなかった資産等の額等であり、**背景金額**は、検査の結果法令、制度又は行政に関し改善を必要とする事項があると認める場合や、政策上の問題等から事業が進捗せず投資効果が発現していない事態について問題を提起する場合等において、指摘金額を算出することができないときに、その事態に関する支出額や投資額等の全体の額を示すものです。

(検査報告等と是正改善の因果関係)

【Q2】財務上の是正改善効果が得られたのは、全て会計検査院の会計検査活動の結果であるといえるのですか。

【A2】

「検査報告等に関する財務上の是正改善効果」は、専ら本院の会計検査活動によってもたらされたものばかりではなく、本院の会計検査活動、国会での議論、検査対象機関における是正改善の努力等が相まってもたらされたものも含まれています。

検査報告等に関する財務上の是正改善効果を把握している検査報告掲記事項には、本院の会計検査によりはじめて不適切な事態が明らかとなりその是正が図られたものや、本院の是正や改善の要求に基づき、また、本院が事業効果・事業運営等の見地から広く問題を提起して事態の進展を促すなどのため特に検査報告に掲記したことに対応して、検査対象機関において是正改善が図られたものがあります。

さらに、「検査報告の国会への提出前に随時に国会及び内閣に報告したもの」、「国会からの検査要請を受けその検査結果を報告したもの」、「国民の関心が高い問題で特にその検査の状況を明らかにする必要があると認めて検査報告に掲記したもの」については改善を図る必要のある事態等について本院の所見を示しており、これらについて、国会で議論されたり、検査対象機関が是正改善策を検討したりなどして、その結果、所要の措置が執られ事態の改善が図られてきているものもあります。

(検査報告等に関する財務上の是正改善効果の対象としない効果)

【Q3】会計検査活動により得られる効果の中には、財務上の是正改善効果の対象としていないものもあるのですか。

【A3】

会計検査活動により得られる効果には様々なものがありますが、試算の対象としているのはその一部です。

会計検査活動による直接的な効果であっても財務上の是正改善効果の対象としていないものには以下のものがあります。

(1) 直接財務面での便益にはつながらない効果

- ア 利用が低調な施設や制度の利用率の向上等事業効果の発現の改善
- イ 工事目的の不達成状態に対する手直し工事の実施による是正
- ウ 会計法令違反や特別会計財務書類等に係る表示の誤り等の是正

(2) 金額で表示することが困難である効果

- ア 会計事務に係る是正改善が行われたことによる事務の適正化、効率化や透明性の向上
- イ 内部統制が十分機能するための体制の整備

(3) 検査の結果が、支出要件の適正化等の形で翌年度以降の予算へ反映されると推定できるものの、その執行が確認できない効果

また、会計検査活動による間接的な効果としては、以下のようなものがありますが、いずれも財務上の是正改善効果の対象としていません。

(4) 波及効果（各府省等が、他の検査対象機関に係る検査報告掲記事項等を参考として、同様の事態の有無を自ら調査して是正するなどの効果）

(5) 牽制効果（会計実地検査等そのものが検査対象機関にとって相当な牽制となり違法不当な会計経理が未然に防止される効果）

このように本院の会計検査活動は、財務上の是正改善効果として把握したものの以外にも、種々の是正改善や会計規律の維持・向上に役立っています。

(海外の会計検査院における効果の把握状況)

【Q4】海外の会計検査院でも検査の効果を把握しているのですか。

【A4】

米国会計検査院 (Government Accountability Office, GAO) 及び英国会計検査院 (National Audit Office, NAO) では、検査の効果を把握する取組を行っており、いずれも会計検査活動による指摘や勧告等と検査対象機関等で執られた是正、改善の措置との間に因果関係が認められる場合に、検査の効果としています。

一方、検査の効果として金額で把握できる効果を公表していない国もあります。

このような違いは、検査の効果に対する各国の考え方が異なることによるものと考えられます。

米国会計検査院では、会計検査活動による指摘や勧告等に対する検査対象機関等の措置の状況をフォローアップするなどして、改善の措置が執られて効果が得られることとなった場合には、その規模を金額で把握しており、財務便益 (Financial Benefit) として毎年度の年次報告書 (Performance and Accountability Report) に記載しています。

指摘や勧告等がもたらす効果については、米国会計検査院では検査対象機関の措置が執られた段階で将来にわたり発生する財務便益も含めた複数年 (最大5か年) 分を一括して計上しています。

英国会計検査院では、会計検査活動による指摘や勧告等に対する検査対象機関等の措置の状況をフォローアップするなどして、改善の措置が執られて効果が得られることとなった場合には、その規模を金額で把握しており、財務効果 (Financial Impact) として年次報告書 (Annual Report and Accounts) に記載しています。

指摘や勧告等がもたらす効果については、英国会計検査院では一つの報告書に関して繰り返し生じる効果がある場合に、適当な期間にわたり毎年効果を計上するなど、複数年間にわたり財務効果を計上しています。

また、英国会計検査院では、財務効果の算定に当たり、会計検査院と検査対象機関の効果に対する寄与度を勘案して効果の金額に寄与率を乗じることにより財務効果を算定しています。

(再発防止が図られた場合の是正改善の考え方)

【Q5】再発防止が図られた場合の財務上の是正改善効果は、どのように捉えるのですか。

【A5】

本院では、再発防止が図られた場合には、仮に本院の指摘がなければその後も同様の事態が同程度生じていたであろうとの前提に立って、これを未然に防止したことをもって、再発防止策が機能し効果が継続していることを確認の上、最長5年間にわたり毎年の試算ごとに1年間分の財務上の是正改善効果（再発防止効果）を計上することとしています。

再発防止効果は、不適切、不合理な会計経理の発生原因となった会計経理処理や業務遂行等に係る制度や仕組み上の問題点を改善させた結果、改善させた制度や仕組みによってその後の不適切、不合理な会計経理の再発防止が図られるものです。

こうした再発防止効果は、一般に、一定期間継続すると考えられますが、制度や仕組みは、社会経済情勢や行政に対するニーズの変化に応じて、また、検査対象機関による定期的な見直しにより変化していくものであることから、再発防止の前提となる状況が変化せず財務上の是正改善効果を計上できる期間には一定の限度があると考えられます。

そこで、本院では、行政機関等における様々な基準等が5年程度で改正等されていることなどを勘案して、再発防止策が機能し効果が継続していることを確認の上、最長5年間にわたり毎年の試算ごとに1年間分の財務上の是正改善効果を計上することとしています。

(本年の試算の特徴)

【Q6】28年試算の主な特徴は何ですか。

【A6】

28年試算の主な特徴は、公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等を国庫に返還等させたり、独立行政法人の不要財産を国庫納付させたり、利用されていない資産の売却を行ったりしたことによる是正改善効果が全体の大部分を占めていることです。

そして、財務上の是正改善効果が10億円以上のものは9件となっており、次のような掲記事項等からの効果が多くなっています。

① 公益法人等が保有する基金等に係る余剰資金等を国庫へ返還又は有効活用させたもの (p. 8「財務上の是正改善効果の発現態様」のA)

4件 計2622億円

1件10億円以上の各事項に付した番号 : (1)p. 10、(2)p. 11、(3)p. 12、(7)p. 16

② 独立行政法人の不要財産を国庫納付させたもの (p. 8「財務上の是正改善効果の発現態様」のB)

2件 計53億円

1件10億円以上の各事項に付した番号 : (6)p. 15、(8)p. 17

③ 利用されていない資産の売却を行ったもの (p. 8「財務上の是正改善効果の発現態様」のC)

1件 計43億円

1件10億円以上の各事項に付した番号 : (5)p. 14

これら①から③までの合計は2719億円に上り、28年試算の財務上の是正改善効果3039億円のうち89.4%を占めています。

(財務上の是正改善効果の状況)

【Q7】是正改善効果の試算はいつから行っているのですか。

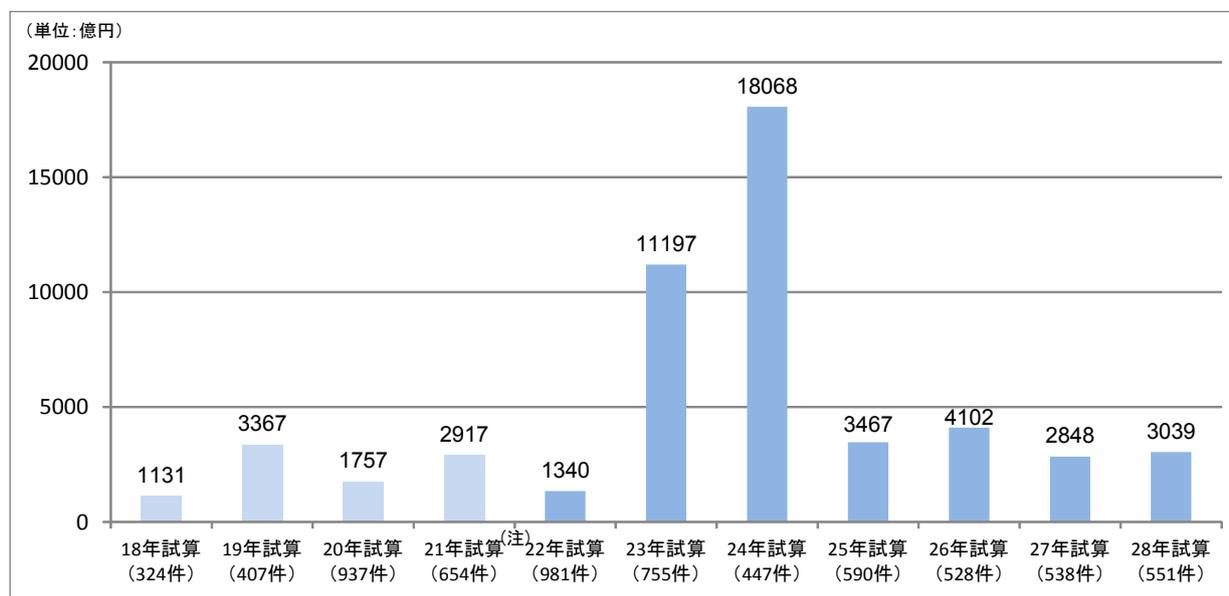
また、これまでの是正改善効果はどのくらいあるのですか。

【A7】

本院は、19年に18年試算を公表して以降、毎年、是正改善効果を試算してきており、本年で11回目の試算となります。これまでの是正改善効果は下図のとおりとなっています。

18年試算以降の是正改善効果の累計は5兆3237億円となります。

(図) 財務上の是正改善効果の状況



(注) 22年試算から金額の把握時期等の一部を変更したため、21年試算までと単純な比較はできません。

なお、24年試算及び23年試算は、他の年の試算に比べ金額が突出していますが、これは、24年試算には「独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の特例業務勘定における利益剰余金につき、国庫納付が可能な資金の額を把握し、将来においても、余裕資金が生じていないか適時に検討することとともに、これらの資金が国庫に納付されることとなるように適切な制度を整備するよう意見を表示したもの」(是正改善効果1兆2000億円)等、1件で是正改善効果が1000億円以上の事項が2件、計1兆3769億円含まれており、また、23年試算には1件で是正改善効果が1000億円以上の事項が4件、計8906億円含まれていることなどによります。